

第2部

ビジョンの実現に向けた 施策の展開

第1章 重点項目

本計画では、今後3年間に特に力を入れて取り組むべき施策・事業として重点項目を設定し、各制度の枠にとらわれることなく、サービスを受ける高齢者の立場を重視した横断的施策として推進していくものとします。

重点項目の実現には、行政だけではなく、市民や地域の主体的な参画と協働が求められます。

3つの重点項目

◆ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援

◆認知症高齢者及びその家族への支援

◆健やかシニアライフを願う高齢者への介護予防の推進

重点項目	重点項目推進の視点 [構成プロジェクト]		
ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援	自立生活への支援	社会参加・交流促進	見守り体制の確立
認知症高齢者及びその家族への支援	啓発と理解の促進	家族介護者への支援	
健やかシニアライフを願う高齢者への介護予防の推進	介護予防の普及啓発	高齢者一人ひとりの介護予防の促進	介護予防支援体制の強化

重点項目 1

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援

人口構造の高齢化並びに平均寿命の延伸に伴い、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯は今後ますます増加していくことが予想されます。

こうした中、近年では都市部におけるひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の孤立死・孤独死が社会問題化しています。

地域社会から孤立することなく、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯がその人らしく自立して暮らせるよう、「自立生活への支援」「社会参加・交流促進」「見守り体制の確立」を視点として、各施策を行政・地域・市民が一体となって支援していきます。



[自立生活への支援]

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、安否の確認や緊急時の連絡体制の強化を図るなど、自立に向けた生活支援サービスを充実していきます。

また、高齢者の身近な支援として、家事援助をボランティア活動として実施する住民参加型の「助け合い活動」の普及を推進していきます。

高齢期の心身の状況に応じた住宅への住み替えを支援するために、自立生活に配慮した高齢者向け住宅の普及やバリアフリー化した市営住宅の確保、介護が必要となっても安心して暮らせる特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備など、高齢者の多様な住まいの普及を推進します。

[社会参加・交流促進]

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯は、地域社会からも孤立しがちで、情報も十分に届かないなど、生活に支障をきたすことがあります。

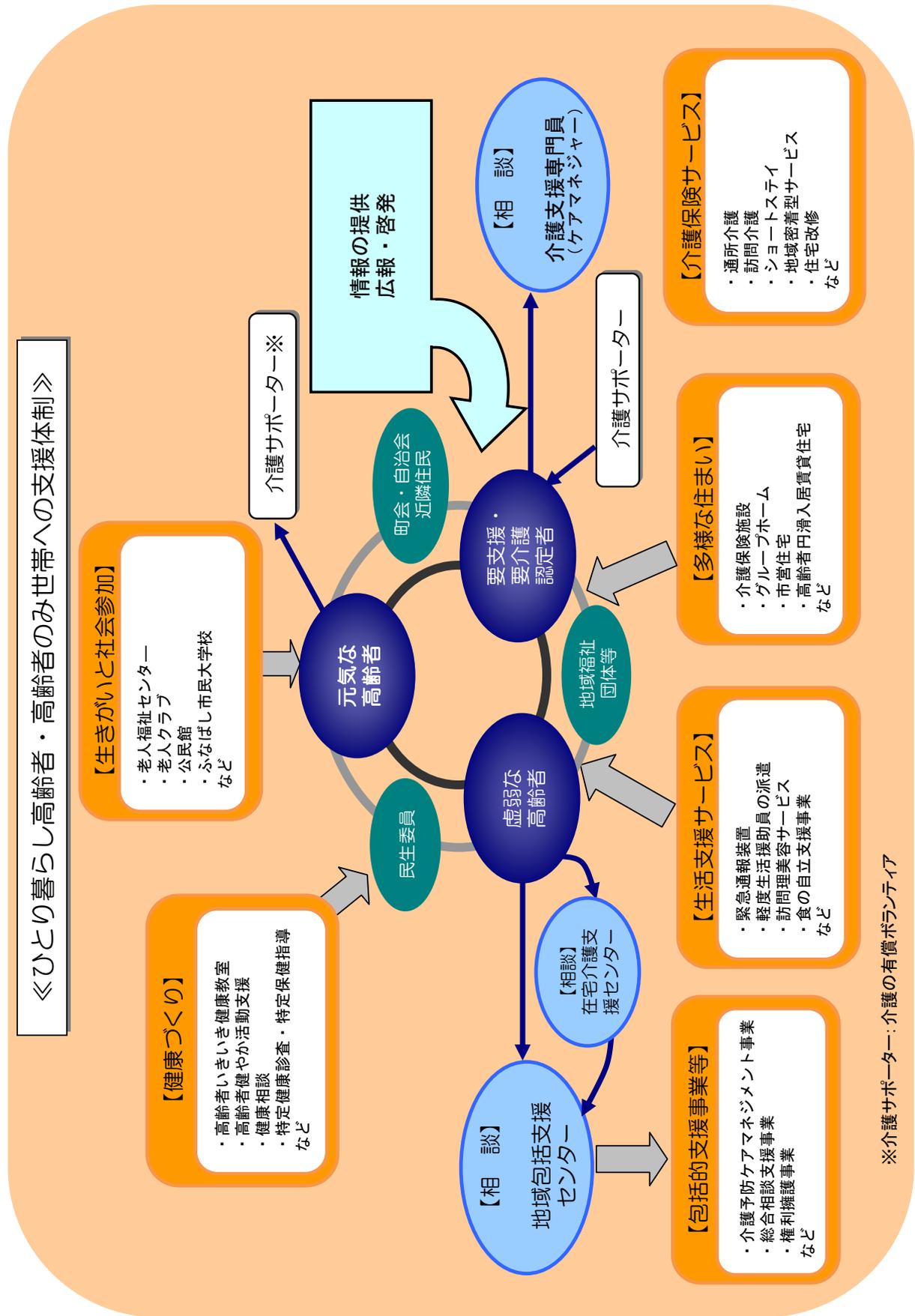
こうしたことを防ぐためにも、地域活動の拠点として生活圏域ごとに設置している老人福祉センターや老人憩の家等を利用した、健康増進や教養の向上、レクリエーション活動などの様々な事業への参加を促していきます。

また、高齢者が充実した生活を送れるよう、学習の場や経験と能力を活かせる場など多様な社会参加の機会を提供していきます。

[見守り体制の確立]

地域の福祉課題を解決することを目的として、市内の23の各地区社会福祉協議会を中心に、福祉に関するさまざまな団体が連携を図るネットワークの基盤となる地域福祉関連団体連絡協議会の立ち上げ支援等を行っていきます。

地域住民、保健・医療・福祉等の各関係機関、地域ケアの中核拠点となる地域包括支援センターなどが一体となって、総合的な地域ケア体制を構築していきます。



重点項目2

認知症高齢者及びその家族への支援

要介護認定者の約半数が見守りなど支援を必要とする認知症高齢者であると言われてしています。また、高齢者人口の増大に伴い、今後さらに認知症高齢者の増加も見込まれており、認知症高齢者に係る問題は高齢社会における共通の課題となっています。

今後想定されるニーズの増大に対し、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「啓発と理解の促進」「家族介護者への支援」「見守り体制の確立」を視点として総合的な支援体制の構築を推進します。



[啓発と理解の促進]

認知症高齢者の支援には、早期発見・早期対応が求められ、そのためには認知症高齢者に接する方々の正しい知識や理解が不可欠です。

そのため、専門医による認知症相談の開催をはじめ、認知症に関する相談窓口の周知を図っていきます。

認知症高齢者に関する正しい知識と理解を促していくため、認知症サポーターの養成を促進していきます。また、地域や企業において「認知症サポーター養成講座」を開催していくとともに、養成講座の講師を務めるキャラバン・メイトについても養成していきます。

公民館、スポーツクラブなどで認知症予防のための講演会や介護予防教室等を開催し、認知症に対する啓発と理解の促進に努めていきます。

[家族介護者への支援]

認知症高齢者は、常に見守りが必要となる場合もあることから、主な介護の担い手となっている家族には、大きな負担となっています。

そこで、家族介護者の負担軽減を図るため、介護する家族が互いに悩みを相談し情報交換できるよう認知症家族交流会を開催していきます。

介護者に代わって自宅で認知症高齢者の見守りや話し相手を行うサービスの提供を行うやすらぎ支援事業を推進していきます。また多様な高齢者ニーズに対応できるよう、介護保険サービスとの連携を図っていきます。

認知症高齢者の訪問支援サービスとして、介護保険サービスで訪問介護を利用している認知症高齢者が引き続き見守りなどの給付対象外サービスを利用できるよう、市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施し、本人の在宅生活の継続とともに、家族の負担軽減を図ります。

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを推進していきます。

[見守り体制の確立]

認知症サポーターをはじめとして、自治会や民生委員、地区社会福祉協議会のほか、介護保険事業所や地域における福祉等の関係機関と連携を図り、見守り体制を確立していきます。

虐待を受けている高齢者の中には、認知症高齢者が多くなっていることから、虐待の予防や早期発見、対応を図るためのネットワークにより、高齢者の平穏な生活を確保していきます。

徘徊する高齢者については、事故防止・早期発見を目的とした自治会、民生委員、医師会、警察署など、各種団体の協力連携によるネットワーク体制を推進し、地域住民、保健・医療・福祉等の各関係機関が一体となって、総合的な地域ケア体制を構築していきます。

重点項目 3

健やかシニアライフを願う高齢者への介護予防の推進

高齢者が自立して暮らしていくためには、介護予防を効果的に行うことにより、介護が必要な状態になることをできる限り防いでいく必要があります。

本市の10万人を超える高齢者が健康で生き生きと暮らすことができるよう、「介護予防の普及啓発」「高齢者一人ひとりの介護予防の促進」「介護予防支援体制の強化」を視点として、生きがいつくりや健康づくりへの支援とともに、介護予防に関する施策を推進していきます。



[介護予防の普及啓発]

介護予防は、自らがその必要性を理解し、本人の自覚により日常生活の中で継続して効果的に取り組むことが必要です。

本市では、多くの高齢者が“自分の健康は自分で守る”意識が高いものの、何らかの疾病を抱えているという調査結果が出ています。

将来の要支援・要介護者の増加を防ぐため、若年のうちから健康に対する意識高揚を図っていきます。

また、高齢者が自らの意志で介護予防に取り組めるよう、市の広報やパンフレットを作成、配布し、講演会等を開催するなど、介護予防の普及啓発に努めていきます。

[高齢者一人ひとりの介護予防の促進]

元気な高齢者に対しては、老人福祉センター等で軽スポーツやレクリエーションなどの健康に関する教室やイベントを開催し、楽しみながら健康が保てるよう支援を進めていきます。

要支援・要介護認定者を除く高齢者一人ひとりに基本チェックリスト(※)を実施し、特定高齢者の選定に努めるとともに、特定高齢者を対象として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的として総合的なプログラムを実施し、効果的な介護予防事業を推進していきます。

さらに、身近な地域での事業実施や、積極的な参加勧奨を行うなど参加しやすくする工夫をしていきます。

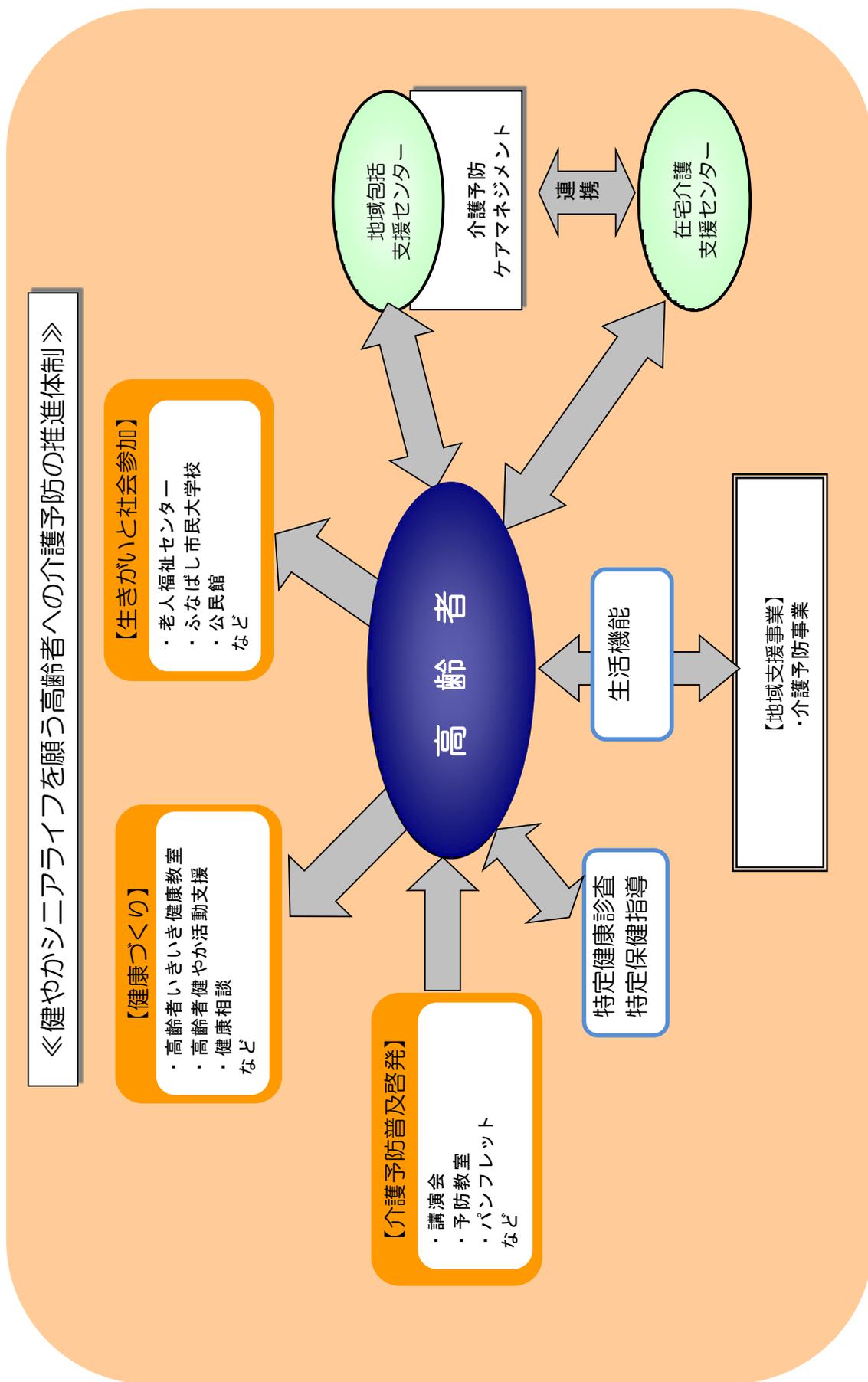
なお、基本チェックリストの返送されない高齢者の中でリスクが高いと思われるひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の高齢者や、民生委員等からの通報等については訪問により実態把握を行うなど、高齢者一人ひとりの介護予防の促進に取り組んでいきます。

※基本チェックリスト：日常生活で必要となる機能（生活機能）の低下の有無を確認するための25項目からなる質問票

[介護予防支援体制の強化]

介護予防を総合的に推進していくため、現在の地域包括支援センターの体制を見直し、充実していきます。

また、在宅介護支援センターは地域包括支援センターのブランチとして地域における身近な相談窓口の役割を果たしており、何らかの支援が必要な高齢者に対し、保健福祉や介護サービス等適切なサービスにつなげるため、相談窓口としての周知を図るとともに、連携を強化していきます。



第2章 高齢者の多様な社会参加と生きがいづくりへの支援

第1節 活動の場の提供

高齢者の仲間づくりや各種レクリエーション活動等を促進させるため、気軽に集い、互いの親睦を深めることができるような活動の場と機会を提供していきます。

一般高齢者事業

老人福祉センター

高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活を送れるよう、各種相談に応じるとともに、健康増進や教養の向上、レクリエーション活動等に利用できる施設です。

市内の5つの行政コミュニティに1か所ずつ、計5か所に設置しています。

老人憩の家

高齢者が相互の親睦を図り、教養の向上やレクリエーション等に利用できるよう、憩いの場として提供しています。市民から提供された民家や、児童ホーム、公民館等の公共施設に併設しています。

老人クラブ

明るい長寿社会をつくるために、高齢者の仲間づくりや生きがいと健康づくり、社会奉仕・友愛活動などを行っている自主的な組織です。平成20年10月1日現在、市内には、283クラブあり、16,641人が加入しています。

老人生きがい広場

高齢者の仲間づくりと健康の維持・増進を図ることを目的に、老人生きがい広場11か所に16面のゲートボール場を設置しています。

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

高齢者向けの軽スポーツには、グランドゴルフを始めとした多種多様なスポーツがあることから、既存の公共施設等を利用するなど、今後も高齢者の多様なニーズに対応できるよう支援に努めます。

スポーツ教室

自分に合ったスポーツを見つけるためのきっかけ作りとして、また、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を通して、健康や生きがいを感じるなど、生活の質の向上や仲間づくりを促進するため、それぞれの体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。

《種目》 卓球、バレーボール、バドミントン、ペタンク、
フライングディスク、バウンドテニス、ダーツ

第2節 学習機会の提供

高齢者が自己啓発と教養を高め、生きがいを持って地域で暮らしていけるよう、多彩な内容・メニューの学習機会を提供していきます。

一般高齢者事業

ふなばし市民大学校「いきいき学部」

市内に居住する60歳以上の方が、自己啓発を行えるように学習の機会を提供するとともに、高齢者相互の親睦と交流を図り、生きがいのある豊かな生活ができるよう、「ふなばし市民大学校」に「いきいき学部」を設置しています。修業年限は1年です。

今後は、時代や社会、受講生のニーズの変化に合わせて、市民大学校のあり方も含め柔軟に対応していきます。また、「生涯学習基本構想・計画」（一番星プラン）の中で示されているように、行政主導からの転換や受益者負担についても検討していきます。

公民館の高齢者対象講座

市内25地区の各公民館では、「寿大学」や「福寿大学」の名称で、生きがいづくり、健康づくり、ライフプラン学習、異世代交流、教養、趣味など多彩なメニューの高齢者学級を開催し、高齢者自らが企画・運営に参加するケースも出てきています。

また、公民館や市民大学校では、福祉・スポーツ・生涯学習などシニア向けの各種ボランティア養成講座も実施しています。

今後は、高齢者の生きがいづくりと学習機会の提供という役割を継続しながら、学習した成果を地域に生かせる機会を充実していきます。

第3節 経験・知識・技能を活かせる機会の提供

高齢者の培ってきた豊富な経験・知識・技能等を活かせる機会を提供していきます。

一般高齢者事業

(財団法人) 船橋市生きがい福祉事業団

財団法人船橋市生きがい福祉事業団は、高齢者等が長年培った経験や知識、技能等を活かして働くことができる機会を提供し、高齢者等の社会参加を促すとともに健康と生きがいを確保し、福祉の増進に資することを目的に船橋市が出資して設立された公益法人です。

会員となった高齢者等はその技能や経験等に応じ、事業団が請け負ったさまざまな仕事（大工、植木、塗装、襖張り等の技能・管理・監視・一般事務・家事・屋内軽作業・除草・清掃・その他）に従事します。地域社会の多様なニーズに即応できる体制づくりが必要となることから、事業団では、会員の就業能力を高めるための各種講習会や研修会等を開催し、技術や技能の修得と向上に努めています。

本市では、高齢者の就業機会の拡大を促進し、社会参加を通じて高齢者の健康や生きがいづくりを図るため、今後も事業団の活動を支援していきます。

第3章 利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立

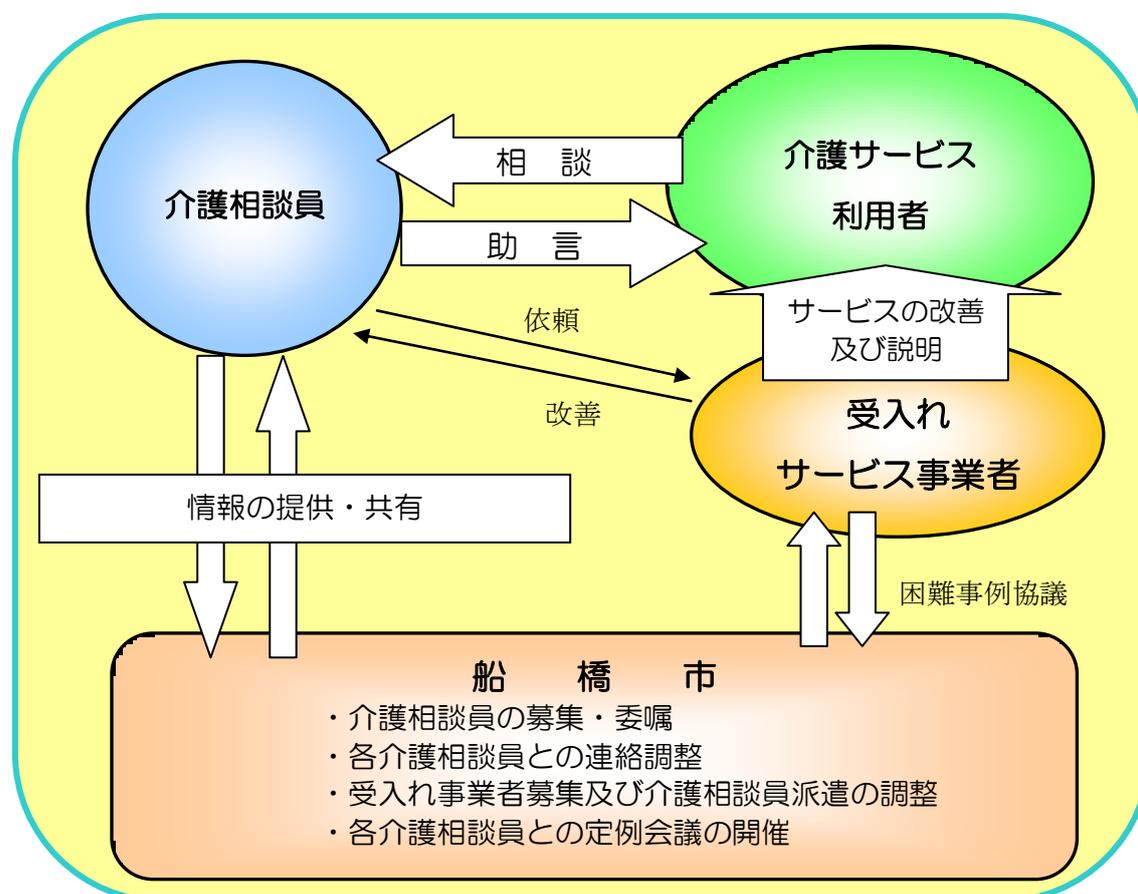
第1節 介護保険施設サービスの質の確保

高齢者が安心して介護保険サービスを利用でき、介護保険施設においても個人としての尊厳をもって生活ができるよう、身体拘束廃止や施設の個室ユニット化を推進するなど、サービスの質の確保に努めます。

地域支援事業

介護相談員派遣事業

介護相談員が特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を各施設に月2回訪問し、入所者及びその家族からの相談を受け、要望や苦情を把握し、必要に応じて施設の管理者や行政と意見を交換するなどして、施設サービスの改善を図ります。



第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

<実績・見込>介護相談員派遣件数

18年度	500件	19年度	557件	20年度	636件
21年度	648件	22年度	648件	23年度	672件

一般高齢者事業

身体拘束廃止の取り組み

介護施設等における入所者の尊厳を確保するため、船橋市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）では、身体拘束の廃止に向け、国の示す「身体拘束ゼロ」マニュアルに沿ってさまざまな取り組みを行っています。

個室ユニットケアの推進

高齢者の尊厳を守るためには、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設においても、在宅に近い居住環境の下で入居者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、また、入居者相互が人間関係を築きながら日常生活を営めるような環境が必要になります。

高齢者の尊厳を守り、自分らしく生き生きとした生活が送れる施設を実現することができるよう、個室ユニット型を基本としつつ、利用者のニーズに沿った施設の整備を推進していきます。

第2節 介護保険サービスの円滑な利用

介護保険の制度やサービスについての情報提供等を通じて、介護保険制度に対する市民の理解をより深めるとともに、利用に際しての負担軽減を図るなど、適正かつ円滑な介護保険サービスの利用を推進します。

地域支援事業

介護給付等費用適正化事業

介護保険サービス利用者に対して、利用したサービス内容や自己負担した金額などを記載した給付費通知を年4回送付しています。

利用者の介護保険制度に対する理解を深めるとともに、サービス提供事業者による不正請求等に対する抑制効果も期待されます。

<実績・見込>送付数

18年度	40,782件	19年度	42,970件	20年度	48,000件
21年度	52,000件	22年度	54,000件	23年度	58,000件

一般高齢者事業

介護保険事業の普及啓発

本市では、広報活動の一環として、市民が介護保険制度の理解を深め、介護保険サービスを適正に利用できるよう、「介護保険・高齢者福祉ガイド」やミニパンフレット「介護保険のてびき」などの印刷物を配布しています。

「介護保険・高齢者福祉ガイド」については、介護保険制度をはじめ、高齢者に対する在宅福祉、医療、保健や生きがづくりなど幅広く掲載し、利用しやすいガイドとなるよう努めています。特に、65歳を迎えられたひとり暮らし高齢者等にガイドを郵送するなど、一層の周知を図っています。

また、介護サービス事業者の情報については、「介護保険事業所一覧ガイドブック（年度版）」を作成し、介護保険の利用者や事業者の利便性の向上を図っています。

介護サービス事業所情報の提供

本市では、介護保険課のホームページにおいて「介護保険事業者情報提供システム」を運用し、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービスの空き情報を提供するサービスを行っています。

このサービスは、船橋市や近隣市（市川市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市、習志野市）をサービス提供エリアとする事業者の基本情報や営業情報、法人情報などを提供するもので、特に、居宅介護支援事業所や訪問介護、通所介護、通所リハビリをはじめ、認知症高齢者グループホームを含む地域密着型サービスの空き情報も公開することにより、市民が利用しやすい環境づくりに努めています。

介護保険事業者情報提供システム

介護保険課
トップページ

船橋市 FUNABASHI CITY WEB SITE English | サイトマップ | サイトポリシー

トップページ お知らせ 暮らしの情報 市政・行政情報 公共施設ガイド 各課のページ 検索

トップページ > 暮らしの情報 > 介護保険課トップページ

介護保険課

要介護認定有効期限が12月満了の方 更新申請はお早めに (20年11月 1日更新)
 11月11日は「介護の日」です (20年10月24日更新)
 要介護認定有効期限が11月満了の方 更新申請はお早めに (20年10月 1日更新)
 要介護認定有効期限が10月満了の方 更新申請はお早めに (20年 9月 1日更新)
 要介護認定有効期限が9月満了の方 更新申請はお早めに (20年 8月 1日更新)
 要介護(要支援)認定申請書[新規・更新]申請書の様式を一部変更いたしました (20年 8月 1日更新)
 介護保険最新情報 Vol.140 掲載いたしました (20年 7月30日更新)

介護保険・高齢者福祉ガイド
 介護保険制度と船橋市の高齢者福祉サービスをわかりやすくご案内しています(PDF形式)

介護保険事業者情報検索システム
 船橋市内の介護保険事業者の検索や、各種サービスの空き情報検索をおこなえます

ここをクリック

検索画面

船橋市

地図選択検索 住所入力地図検索 サービス検索 ニーズ検索 トップページ
 事業者名検索 事業者番号検索 空き情報検索 携帯電話での検索 メンテナンス画面 介護保険TOP頁へ

サービス選択
 検索するサービスを選択してください

プルダウンでご希望のサービスを選択し下記の地図の任意の地点をクリックしてください。

北部
 西部
 中部
 東部
 南部

介護保険利用者負担助成事業の実施

市が認定した低所得者に対して、下記20種類の居宅サービスを利用した場合の利用者負担（1割分）のうち、その4割を助成することにより、在宅での生活を支援しています。

[助成対象サービス]

- ◇（介護予防）訪問介護
- ◇（介護予防）訪問看護
- ◇（介護予防）通所介護
- ◇夜間対応型訪問介護
- ◇（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ◇（介護予防）福祉用具貸与
- ◇（介護予防）訪問入浴介護
- ◇（介護予防）訪問リハビリテーション
- ◇（介護予防）通所リハビリテーション
- ◇（介護予防）認知症対応型通所介護
- ◇市町村特別給付

介護老人福祉施設利用者負担対策事業の実施

市が認定した低所得者に対して、社会福祉法人等が運営主体となっている特別養護老人ホームへの入所やショートステイを利用した際、利用者負担の28%（高齢福祉年金受給者は53%）を事業者が減額した場合は、その一部を事業者に補助するものです。

事業者が減額した額の合計が、本来受領すべき利用者負担の総額の1%を超える部分については半額を、10%を超える部分については全額を補助します。

第3節 家族介護者への支援

自宅で介護をしている家族介護者に対して、介護に伴う身体的・精神的・経済的負担を軽減できるよう支援していきます。

地域支援事業

家族介護教室の開催

介護が必要な高齢者を、自分たちの手で介護したいという家族や地域の援助者に対して、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどに係る知識や技術の習得のための教室が在宅介護支援センター、地区社会福祉協議会などとの連携により行われています。

今後も、介護予防教室等の開催について、協力関係機関等と広く連携していきます。

家族介護者の相談

実際に介護をしている方が家を空けられず、介護予防教室等に参加しにくい状況がよくみられます。

介護者は閉じこもりになりやすく、社会から孤立するおそれがあるため、いつでも気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談体制を強化し、周知を図っていきます。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊をする高齢者とその家族を支援するために、徘徊により居所不明となった高齢者をGPSを使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報を提供するサービスを行っています。また、家族の要請により、緊急対応員が現場へ急行するサービスも行っています。

＜実績・見込＞利用人数（月平均）

18年度	14件	19年度	16件	20年度	19件
21年度	22件	22年度	24件	23年度	26件

認知症家族交流会

認知症高齢者の介護を行う家族が、お互いに介護の相談、情報交換、勉強会などを行い、家族の負担を軽減できるよう支援するため、認知症家族交流会を社団法人認知症の人と家族の会に委託して開催していきます。

一般高齢者事業

介護用品の支給

重度（要介護4・5）の高齢者を自宅で介護している家族等を支援するため、紙おむつ等（月額6,250円相当）を毎月宅配にて支給します。

また、介護用品の支給を受けている方が入院したとき、在宅復帰支援をするため、継続して3か月間まで（年度間最大6か月）おむつ代を助成します。

家族介護慰労金の支給

重度（要介護4・5）の要介護者を介護保険のサービスを利用せずに1年間自宅で介護した住民税非課税世帯等の家族に対し、家族介護慰労金を支給します。

やすらぎ支援員訪問事業

認知症高齢者は常に目が離せないため、家族介護者の負担は心身とも重くなっています。

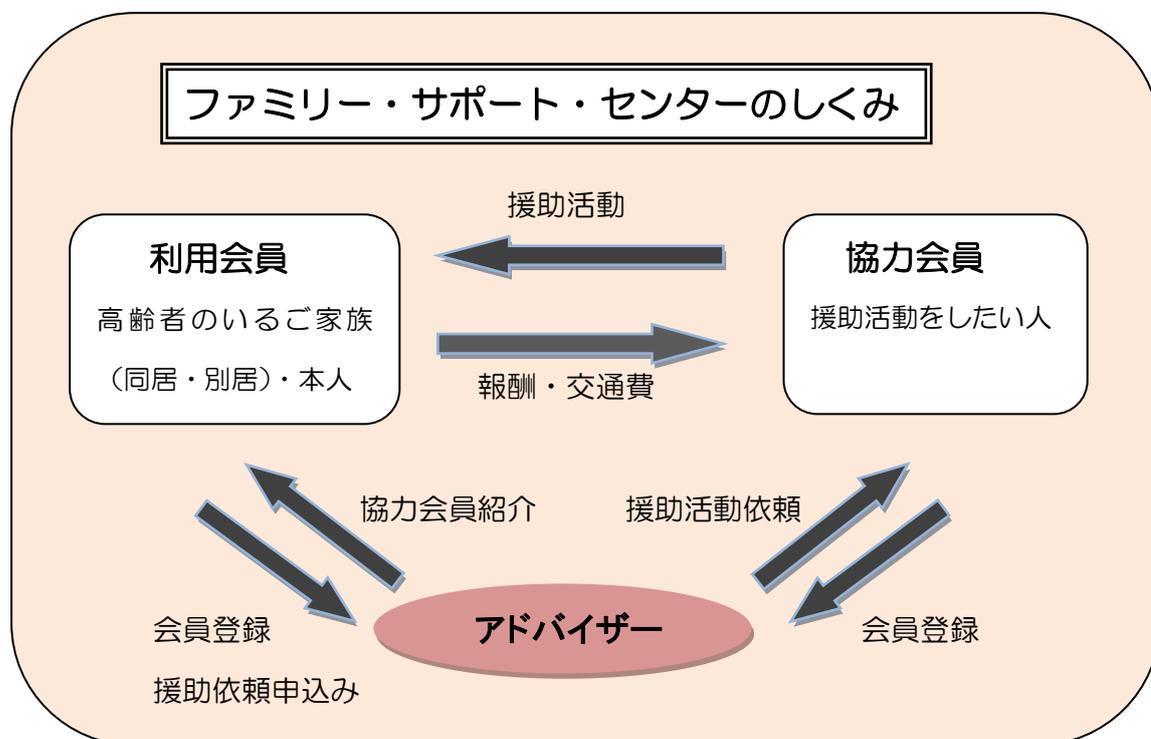
この介護者の負担を軽減するため、認知症高齢者を介護する家族が外出時や介護疲れで休息が必要なときに、認知症や高齢者への接し方など必要な知識を学んだ有償ボランティアである「やすらぎ支援員」が家庭を訪問し、家族に代わって高齢者の見守りや話し相手をします。

また、多様な高齢者ニーズに対応できるよう、介護保険サービスとの連携を図っていきます。

ファミリー・サポート・センター

日常生活において、ちょっとした手助けをして欲しい高齢者やその家族

(利用会員) と、地域においてお手伝いをしたい方 (協力会員) とを組織的に結び、その協力会員が食事作り、買い物、洗濯等軽度な援助を行うことにより、高齢者やその家族を支援します。



第4節 生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者など、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護保険サービスを補完する多様な生活支援サービスを提供していきます。

一般高齢者事業

緊急通報装置の設置

虚弱なひとり暮らし等の高齢者に対し、急病など万一の場合に、ボタンを押すと受信センターと緊急連絡がとれる通報装置を貸与します。また、介護の認定を受けていない人を対象に、希望により月1回電話にて健康状態等の確認を行う「安心コールサービス」を実施します。

声の電話訪問

安否の確認を必要としているひとり暮らし高齢者へ、孤独感の解消と近況確認のため、電話相談員が定期的に電話で訪問します。(週3回まで)

郵便局員訪問事業

虚弱なひとり暮らしの高齢者の自宅に、郵便局員(郵便事業株式会社外務員)が郵便の有無にかかわらず訪問し、安否の確認を行います。(週1回まで。介護保険受給者や他の安否確認利用者を除く)

軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者等の日常生活を支援するため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、有償ボランティアである援助員を派遣し、買い物や家庭内の整理・整頓など、日常生活上の軽易な援助を行います。(1回1時間400円(住民税非課税世帯は無料)、原則月2回まで)

食の自立支援事業

食事づくりが困難なひとり暮らし等の高齢者に食事(普通食、きざみ食、

粥食のほか、疾病対応食もあり。1食525円から800円)を届けるとともに、希望者には食事内容を管理栄養士が分析し栄養指導を行う「栄養管理サービス」を実施します。

寝具乾燥消毒サービス

日照や人手などの理由で寝具の乾燥を行うことが困難な寝たきり又はひとり暮らしの高齢者に、快適な日常生活を送っていただくため、寝具乾燥消毒車を月1回派遣します。

日常生活用具の給付・貸与

所得の低い高齢者(所得税非課税世帯)の日常生活を支援するため、下記の生活用品を給付・貸与します。

給付品目：自動消火装置、電磁調理器、シルバーカー
貸与品目：福祉電話

杖の支給

在宅で生活する高齢者の外出を支援するため、保健師等による訪問調査において、歩行が困難と認められた方に杖を支給します。(介護保険認定者及び「下肢」または「体幹機能」による身体障害者を除く。1人1本限り)

補聴器購入費用助成事業

耳が遠く会話が困難な高齢者の地域交流、外出支援を目的に、聴覚障害者以外の方で、医師により補聴器の使用が必要であると認められた高齢者に、補聴器を購入する際の費用を助成します。(所得税非課税世帯対象。2万円上限)

高齢者福祉タクシー

要支援2・要介護1～5の在宅の要介護者が通院等でタクシーを利用した場合、1,200円を上限にタクシー料金の半額を助成します。(要支援2及び要介護1・2…年間12枚、要介護3～5…枚数制限なし)

訪問理美容サービス

理美容院へ出向くことが困難な重度（要介護4・5）の要介護者の自宅へ理美容師を派遣し、カットなどを行います。（派遣費用は市が負担しますが、理美容料金は自己負担となります）

高齢者支援協力バス

市内の自動車学校・教習所が有する送迎バスの空席を利用し、交通不便地域の高齢者を対象にした移動支援を、平成16年4月より開始しました。

また、市内の各老人福祉センター（南老人福祉センターを除く）が有する送迎バスの空き時間を利用し、高齢者等を対象に医療センターへの送迎並びに交通不便地域の移動支援を、平成16年7月より開始しました。

毎年、利用者数及び登録者数は増加しておりますが、ルート別利用者数にばらつきがあるため、今後もルートの再編を検討し、新規ルートの追加、既存ルートの変更を行うことにより、利用者のニーズにあったルート設定を行っていきます。

船橋市福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送とは、NPO法人等が、介護保険法で「要介護者」「要支援者」の認定を受けている人や障害者等で公共交通機関を単独で使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、社会参加等を目的に自家用車を使って有償で運送を行う事業です。事業を行う場合は、国土交通省に登録する必要があります。

登録には、市が設置している運営協議会において協議が調った書類が必要になります。

運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価、その他の自家用有償旅客運送を実施するにあたり必要となる事項を協議します。

第5節 住宅支援サービス

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して快適に暮らしていけるよう、バリアフリー化等の住宅改修や住まいの確保等に関する支援を行っていきます。

地域支援事業

住宅改修支援事業

介護保険の住宅改修を利用する際には、介護支援専門員が作成する理由書が必要となります。この場合、理由書作成に係る費用は、ケアプランの作成費用に含まれていますが、介護支援専門員がついていない利用者の住宅改修にあたって、理由書の作成のみ依頼を受けた介護支援専門員等については、ケアプランの作成費用は支払われません。

こうした利用者の理由書の作成費用として、1件あたり2,000円の補助を行うことにより、住宅改修の利用の促進を図っています。

<実績・見込>件数

18年度	37件	19年度	63件	20年度	88件
21年度	95件	22年度	100件	23年度	105件

一般高齢者事業

高齢者の民間賃貸住宅への入居支援

市が協力不動産店を紹介することにより、住宅情報を提供します。さらに、契約に際して保証人がいない場合には、取扱保証会社と家賃等債務保証契約を結び、その保証料を自己負担することにより、保証人に代わって取扱保証会社から債務保証（入居者が家賃等を滞納した場合に、保証会社が一時的に立て替え払いをする。滞納家賃の支払いが免除されるわけではない。）を受けられるようになり、住宅の賃貸借契約が可能となります。

なお、取扱保証会社と家賃等債務保証契約を締結した方のうち、低所得者には初回保証料の1/2（上限15,000円）を助成します。

高齢者住宅改造資金の助成

要支援・要介護の認定を受けている高齢者が、住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送るために、家屋内の段差解消や手すりの設置など、住宅の改造をしようとする世帯に改造資金の助成を行います。（住民税課税額32万円以下の世帯が対象。助成額は50万円上限。ただし、住民税課税世帯は半額助成）

高齢者住宅整備資金の貸付

日常生活で介護を必要とする高齢者と同居している方、もしくは同居しようとする方に、住宅のバリアフリー工事のための資金を、500万円を上限に無利子で貸付けます。（貸付けを受けられる方は1年以上市内に居住している方）

高齢者向け住宅の普及

長引く景気の低迷による高齢者の就業状況の悪化と、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加は、高齢者の居住の安定を確保するうえで引き続き切実な問題となっています。

市営住宅については、低所得により、最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な市民に供給しているものです。また、高齢者については、従来どおり一定の優先枠を設け、バリアフリー化した市営住宅への入居を進めています。

このほか、高齢者等の持ち家をバリアフリー化するための支援として、相談業務を充実するとともに、高齢者向け民間住宅の普及を図るため、高齢者円滑入居賃貸住宅などの情報提供をインターネット等で行います。

なお、県営住宅や都市再生機構の新設・建替えにあたっては、高齢者の安心できる住居の確保の観点から、十分配慮してもらえるよう引き続き要請します。

第4章 介護予防と地域リハビリテーションの推進

第1節 健康づくりへの支援

高齢者がいつまでも元気に暮らしていけるよう、高齢者自身の主体的な健康づくりを基本に、生活習慣病予防等の観点から、これを支えるためのさまざまな支援を行っていきます。

一般高齢者事業

特定健康診査・特定保健指導

現在、生活習慣病の危険性が伝えられる中、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しており、40歳以上では男性の2人に1人、女性では5人に1人の割合とされています。

こうしたことに対応するため、これまで市町村が40歳以上を対象に実施してきた基本健康診査が、平成20年4月からは、40歳から74歳までを対象に内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査として医療保険者に義務づけられ、船橋市では国民健康保険加入者に実施しています。

この特定健康診査により把握された特定保健指導対象者に対し、平成27年度までに、「メタボリックシンドローム（※）の該当者、予備群を25%減少させる」ことを目標に、個々の生活習慣改善に主眼をおいた保健指導を重点的に行います。

今後は、「広報ふなばし」や市のホームページ、さらに各種のイベント等を活用して、広く「特定健康診査・特定保健指導」制度の普及啓発をすすめていくとともに、その対象者に対しては、個別に受診及び利用勧奨と健康に関する情報提供を行い、一人ひとりにあった生活習慣改善への取り組みを支援する環境の整備を図っていきます。

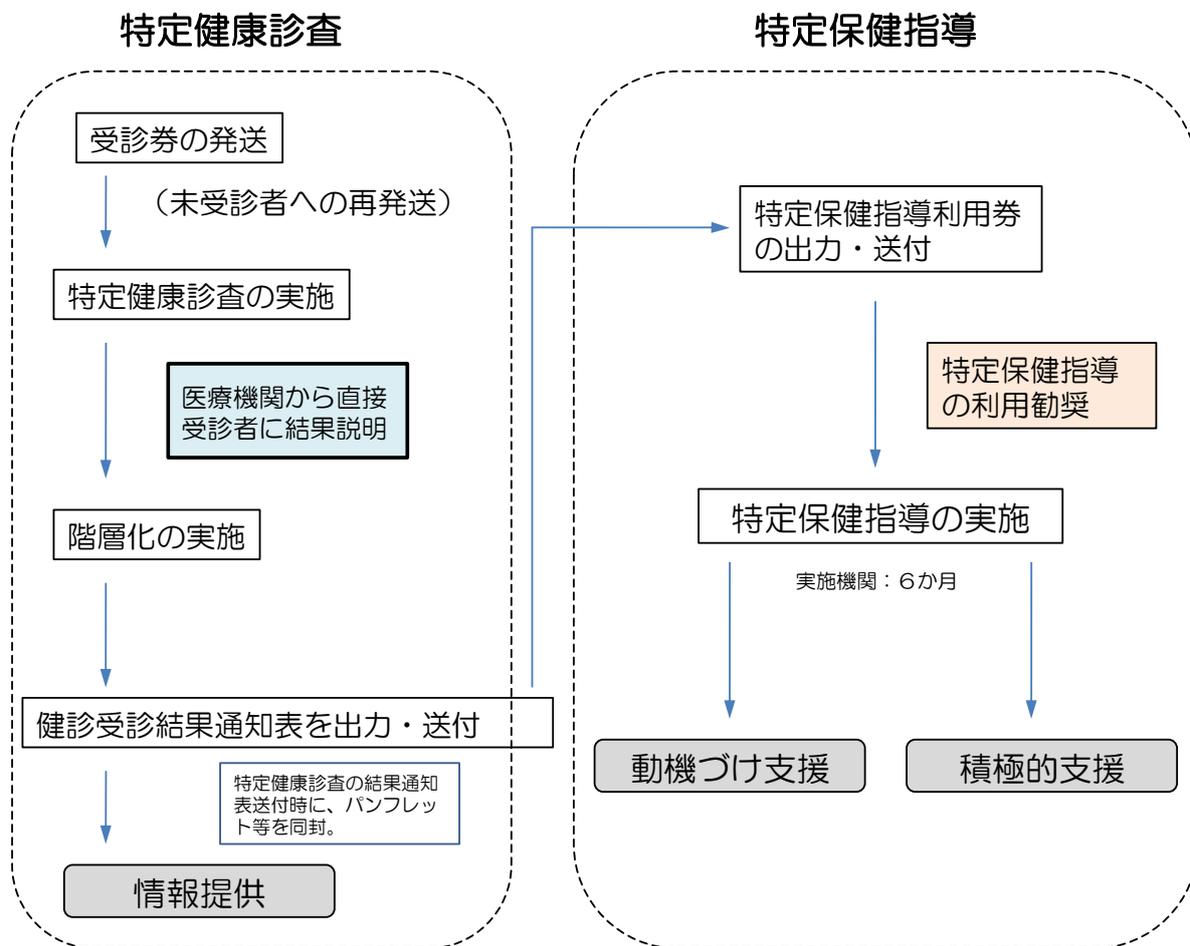
※メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪型肥満に加え、「高血糖」「高血圧」「脂質異常」の危険因子のうち二つ以上を
あわせ持った状態

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

特定健康診査・特定保健指導の実施について

船橋市国民健康保険「特定健康診査から特定保健指導」までのながれ



※〔参考資料〕 船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画より

高齢者いきいき健康教室

高齢者のひきこもりがちな日常生活を解消し、健康づくりや高齢者同士の親睦交流が図れるよう、市内の老人福祉センター等で軽体操、ダンス、レクリエーションなどの健康教室を実施します。

なお、受講希望者が特に多い会場については、新たな会場設置について検討していきます。

高齢者健やか活動支援事業

老人クラブなど地域単位の高齢者を対象として、健康管理や加齢による心身機能の低下への対応などをテーマに、医師や保健師などの講演会を開催します。

地区戸外会

地区健康教育の一環として、地域の実情に応じて閉じこもりがちな方に対する運動やレクリエーション等を年齢にとらわれることなく実施していますが、今後も、関係機関と連携し、閉じこもりがちな方々に対して地域ぐるみで支える活動ができるよう支援していきます。

健康教育

いつまでも生き生きと健康で過ごすためには、若い時からの健康づくりが大切です。今後も、個人で取り組むだけでなく地域ぐるみで健康づくりができるように地域住民とも協働し支援していきます。

(1) 健康講座、糖尿病教室等

広く市民に啓発する必要があるテーマについて、市広報やちらし等で市民全体に呼びかけて実施していきます。

(2) 地区健康教育

地域住民が積極的に健康づくりを推進する地域が増えています。今後益々、健康づくりに取り組む地域が拡大するように地域住民と協働して健康教育を実施し、地域の健康水準が向上するように支援していきます。

健康相談

“自分の健康は自分でまもる”ことを推進するために個別に健康相談を実施し、血圧測定や栄養相談・歯科相談などにより、健康の保持増進を図るとともに、疾病の早期発見・早期受診につなげるなど必要な支援を行っています。

地域住民と協働し、身近な公民館や自治会館などで行うものや、市広報等で周知して公民館等で実施するものがありますが、各保健センターの窓口や電話での相談にも応じています。

今後も、積極的な健康づくりの動機づけとなり、住民の健康度が上がるように支援していきます。

骨密度測定

各保健センターを会場に骨密度測定を実施し、その結果に応じた栄養指導や生活改善指導をすることにより、骨粗しょう症や骨折の予防を図っています。今後も、自らが骨密度を知り、生活習慣を改善することで骨粗しょう症を予防し、健康な日常生活を送ることができるように支援していきます。

その他・イベント等

ヘルシー船橋フェアやその他の保健事業、関係機関の各種イベント等で健康相談を実施するとともに、健康づくりのための啓発をしていきます。

第2節 地域支援事業による介護予防の推進

高齢者が元気に暮らしていくためには、生活習慣病予防の観点からの健康づくりと併せて、要支援・要介護状態になることを防ぐ介護予防の観点からの取り組みが重要です。そのために、介護保険制度に基づく地域支援事業を通じて介護予防を推進していきます。

地域支援事業

特定高齢者把握事業

介護予防事業は、主として、要介護状態等となるおそれの高い虚弱な65歳以上の方（特定高齢者）を対象として実施することを基本とし、特定高齢者が要介護状態等となることの予防を通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生き生きとした生活ができるよう支援するものです。

特定高齢者を選定するために、介護保険第1号被保険者（65歳以上）のうち要介護者・要支援者以外の方を対象に、郵送により基本チェックリストを実施し、その結果、特定高齢者候補者となった方に生活機能チェックと生活機能検査を実施します。

なお、基本チェックリストを返送されない高齢者の中で、リスクが高いと思われるひとり暮らし・高齢者のみ世帯の高齢者や民生委員等からの情報による「リスクの高い高齢者」等については、訪問により基本チェックリストを実施します。

<実績・見込>特定高齢者決定数

18年度	1,015人	19年度	6,031人	20年度	10,900人
21年度	9,000人	22年度	9,300人	23年度	9,600人

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

通所型介護予防事業

特定高齢者のリスクに応じて、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的に、ストレッチや筋力トレーニング、バランスの良い食事についての講話や実習、口腔内清拭方法や唾液腺マッサージなどのプログラムを組み、要介護状態への移行防止を図っています。

保健センターやケア・リハビリセンターで行っているほか、スポーツクラブ、デイサービス事業所等で実施しています。

<実績・見込>特定高齢者介護予防事業参加人数

18年度	79人	19年度	367人	20年度	709人
21年度	630人	22年度	698人	23年度	768人

訪問型介護予防事業

通所型介護予防事業により機能向上が図れると予測されますが、本人及び家族等の家庭環境や社会環境により通所しない方、又は通所型介護予防に適さない方への個別的支援を行っています。

<実績・見込>訪問実人数

18年度	4人	19年度	0人	20年度	0人
21年度	5人	22年度	5人	23年度	5人

介護予防普及啓発事業

高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていくためには、介護予防も含めた意識づくりが必要となり、今後、介護予防の普及・啓発に特に力を入れる必要があります。

一般高齢者に対しては、介護予防に関するパンフレットを作成し配付するとともに、主にスポーツクラブにおいて、運動器の機能や口腔機能の向上等を中心に、ストレッチ体操や唾液腺マッサージ等の内容で介護予防教室等を開催し、介護予防の普及・啓発に努めていきます。

<実績・見込>開催回数

18年度	—	19年度	—	20年度	6回
21年度	30回	22年度	60回	23年度	60回

認知症予防教室

高齢化が急速に進む中、認知症の高齢者も増加していることから、高齢者が認知症を正しく理解し、発症を予防することが重要になります。

一般高齢者に対し、公民館、スポーツクラブ等において、講演会や生きがい型プログラム、目的型プログラム、訓練型プログラム及び有酸素運動を組み合わせた内容等で介護予防教室等を開催し、介護予防の普及・啓発に努めていきます。

<実績・見込>開催回数

18年度	—	19年度	—	20年度	6回
21年度	13回	22年度	13回	23年度	13回

介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況等に応じて、介護予防事業その他の適切な事業が、包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う必要があります。

介護予防事業の参加に際しては、アセスメントを実施した後、介護予防ケアプランを作成し、事後モニタリングによる評価を行います。

<実績・見込>介護予防ケアプラン作成数

18年度	89件	19年度	374件	20年度	709件
21年度	635件	22年度	703件	23年度	773件

介護予防教室

高齢者ができる限り要介護状態とならずに生き生きと暮らしていけるよ

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

う、高齢者及びその家族等を対象として、運動や食事、口腔ケアなど、地域の方の要望に合わせたテーマの介護予防教室を、在宅介護支援センターにおいて開催しています。

<実績・見込>開催回数

18年度	41回	19年度	77回	20年度	72回
21年度	72回	22年度	72回	23年度	72回

第3節 地域リハビリテーションの推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市立リハビリテーション病院やケア・リハビリセンター等の資源を活かし、保健・医療・福祉・介護の連携体制を構築し、地域リハビリテーションを推進します。

一般高齢者事業

地域リハビリテーションの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きとした生活を送れるようにするためには、生活機能の低下による要介護状態を予防するとともに、疾病の発症後は、医療や保健福祉が連携を図り、急性期、回復期、維持期まで効率的に継続される地域リハビリテーション体制が必要です。

本市では、平成20年4月に、市内で不足していた回復期のリハビリテーションを集中的に行う市立リハビリテーション病院が開院しました。

この病院を中心として、医療センターなどの急性期病院との連携を図るとともに、ケア・リハビリセンター、地域の診療所、訪問看護、訪問リハビリ、訪問介護、通所リハビリなど維持期のリハビリサービスとさらなる連携を推進し、リハビリテーションが必要となる高齢者の生活機能の維持・向上を図っていきます。

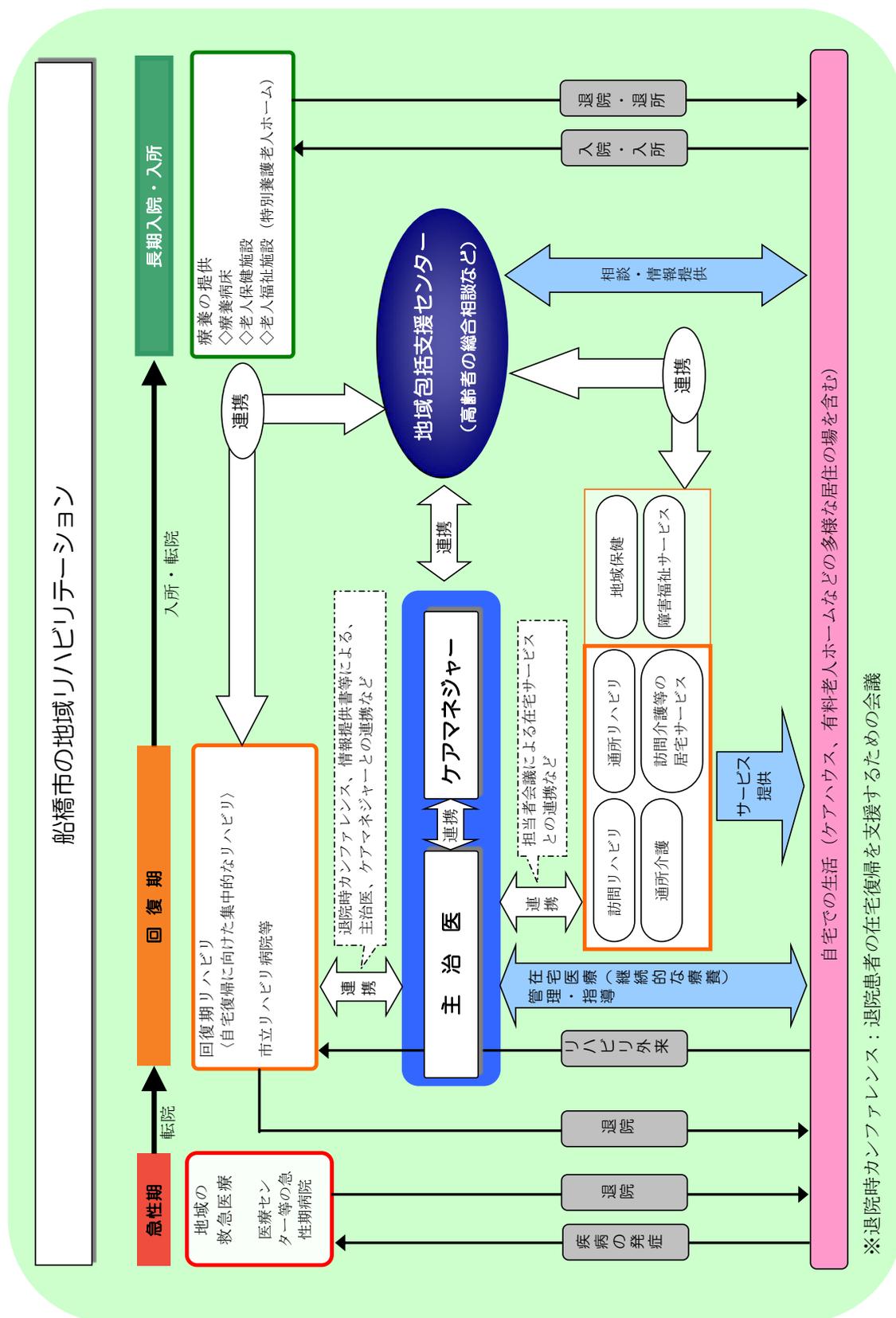
船橋市ケア・リハビリセンターの機能充実

ケア・リハビリセンターは、急性期、回復期の医療的リハビリテーションを終了した高齢者の維持期のリハビリテーションに合わせ、地域支援事業を推進する中で、介護予防事業をはじめ、体力低下等の自意識が認められるような高齢者に対して、自立を目的とした筋力トレーニングなどのサービスを提供してきました。

今後は、維持期リハビリテーションの中核施設としての役割を果たすため、市立リハビリテーション病院との連携を進めるほか、各医療機関や介護福祉

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施設など、市内のリハビリ施設と協働して、維持期リハビリテーションの質の向上に努めるとともに、当センターにおけるリハビリ機能及び介護予防機能の充実を図ってまいります。



第5章 自助・共助・公助の連携による地域包括ケアシステムの確立

第1節 地域包括ケアシステムの確立

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の保健・医療・福祉に関する包括的な支援を行うためのしくみとして、地域包括支援センターを中核とする地域包括ケア体制の確立を図ります。

地域支援事業

地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し、その中で包括的継続的支援が可能となるような「地域包括ケアシステム（※）」を具体的に実現し、そのケアシステムをマネジメントする中核的拠点として設置されました。

本市の地域包括支援センターについては、本庁と4保健センター内に直営で設置するものとし、担当地区は、中部地域包括支援センターが中部地区を、東部地域包括支援センターが東部地区を、西部地域包括支援センターが西部地区を、南部地域包括支援センターが南部地区を、北部地域包括支援センターが北部地区を担当するものとして、平成18年4月1日に設置いたしました。

地域包括支援センターの設置から数年が経過し、ケース対応やケアプランの作成などの件数が増加し、事業のスタート当初とは状況が大幅に変化していることから、地域包括支援センターの配置体制について見直す必要があります。

※「地域包括ケアシステム」については、21ページの「地域包括支援センター（地域包括ケアシステムの概要）」を参照

<実績・見込>相談件数

18年度	2,472件	19年度	3,422件	20年度	4,000件
21年度	4,500件	22年度	5,000件	23年度	5,500件

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

在宅介護支援センター運営事業

在宅の要介護（要支援）高齢者、特定高齢者、一般高齢者やその家族等の福祉の向上を図るため、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健・医療・福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受けられるように、各関係機関との連絡調整等の便宜を供与するため、在宅介護支援センターを設置しています。

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターのブランチとして、地域における身近な相談窓口の役割を果たしています。

<実績・見込>相談件数

18年度	13,067件	19年度	11,513件	20年度	13,000件
21年度	13,000件	22年度	13,000件	23年度	13,000件

実態把握

公的な保健福祉サービス、介護保険制度等の円滑な適用に資するため、何らかのかかわりが必要であると思われる高齢者に対し、地域包括支援センターの依頼に基づき、在宅介護支援センターの職員が対象者の家庭を訪問し、実態を把握した上で、必要に応じて適切なサービスにつないでいます。

<実績・見込>委託件数

18年度	471人	19年度	402人	20年度	600人
21年度	600人	22年度	600人	23年度	600人

相談協力員研修会

地域における身近な相談窓口である在宅介護支援センターの運営を円滑に行うため、在宅介護支援センターの相談協力員として、地域福祉の支援者である民生委員等と連携しています。また、相談協力員の在宅介護に関する知識の習得を目的として、相談協力員である民生委員等を対象に、成年後見制度や虐待防止、認知症に関することなどの研修を年1回行っています。

＜実績・見込＞参加者数

18年度	280人	19年度	282人	20年度	290人
21年度	300人	22年度	300人	23年度	300人

ケアマネジャー研修事業

具体的なケアプランの事例調査や指導を行い、ケアプラン作成技術の向上を支援するため、年2回ケアマネジャー研修を行っています。

＜実績・見込＞参加者数

18年度	374人	19年度	361人	20年度	350人
21年度	400人	22年度	400人	23年度	400人

高齢者地域ケア会議

在宅の要援護高齢者又は要援護のおそれのある高齢者を対象に、保健・医療・福祉に関わる各種サービスの総合調整を行うために、「船橋市高齢者地域ケア会議」を開催しています。

＜実績・見込＞開催回数

18年度	1回	19年度	1回	20年度	1回
21年度	1回	22年度	1回	23年度	1回

第2節 認知症ケアシステムの確立

今後ますます増加することが予想される認知症高齢者について、正しい知識の普及と理解の向上を図りつつ、地域での見守りと支えあい、そして関係機関の連携による認知症ケア体制の確立を図ります。

地域支援事業

相談窓口の周知

高齢化が急速に進む中、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症対策に積極的に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、家族や地域の人がいつもと様子が違うことに気付いた場合に、いつでも気軽に相談することができるよう、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談体制を強化するとともに周知を図っていきます。

認知症についての地域住民及び支援関係者への広報・啓発活動

認知症サポーターを計画期間中に9,000人育成し、認知症に関する正しい知識と理解の普及、啓発を行うとともに、地域に根付いた認知症高齢者の見守り体制の確立を図っていきます。

また、地域や企業において「認知症サポーター養成講座」を開催していくとともに、養成の講師を務めるキャラバン・メイトについても今後も養成に努めていきます。

<実績・見込>認知症サポーター受講者数

18年度	—	19年度	1,486人	20年度	2,400人
21年度	3,000人	22年度	3,000人	23年度	3,000人

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を身につけた人のことです。特別になにかの活動を要求されるわけではありませんが、認知症サポーターが、日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、適切な対応をすることが、認知症の人とその家族の支えになります。

厚生労働省では「認知症を知り地域を作るキャンペーン」の一環として、「認知症サポーター100万人キャラバン」を実施し、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しており、本市もその事務局として普及に努めています。

キャラバン・メイトとは、一定の研修を経た、認知症サポーター養成講座の講師のことです。

認知症相談事業

認知症高齢者の介護を行う家族等の相談に対して、専門医から医療・介護上の助言等を得るため、認知症相談を開催しています。

<実績・見込>相談者数

18年度	22件	19年度	26件	20年度	25件
21年度	30件	22年度	30件	23年度	30件

認知症予防教室 【再掲】

高齢化が急速に進む中、認知症の高齢者も増加していることから、高齢者が認知症を正しく理解し、発症を予防することが重要になります。

一般高齢者に対し、公民館、スポーツクラブ等において、講演会や生きがい型プログラム、目的型プログラム、訓練型プログラム及び有酸素運動を組み合わせた内容等で介護予防教室等を開催し、介護予防の普及・啓発に努めていきます。

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

＜実績・見込＞開催回数

18年度	－	19年度	－	20年度	6回
21年度	13回	22年度	13回	23年度	13回

一般高齢者事業

認知症訪問支援サービス

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、法定の訪問介護の横出しサービスとして、「認知症訪問支援サービス」を実施します。

介護保険の訪問介護では対象外となっているサービスについて、例えば、認知症高齢者を介護している家族が外出中に、訪問しているホームヘルパーが本人の状況に応じて、引き続き見守り等が可能となるサービスを市町村特別給付の対象とすることで、本人の在宅生活の継続と認知症高齢者を抱える家族の負担軽減を図ります。

やすらぎ支援員訪問事業 【再掲】

認知症高齢者は常に目が離せないため、家族介護者の負担は心身とも重くなっています。

この介護者の負担を軽減するため、認知症高齢者を介護する家族が外出時や介護疲れで休息が必要なときに、認知症や高齢者への接し方など必要な知識を学んだ有償ボランティアである「やすらぎ支援員」が家庭を訪問し、家族に代わって高齢者の見守りや話し相手をします。

また、多様な高齢者ニーズに対応できるよう、介護保険サービスとの連携を図っていきます。

SOSネットワーク

認知症高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、地域において認知症高齢者を見守る必要があります。町会自治会、民生委員、商店会、交通機関、警察署など各種団体の協力・連携で、「船橋市 SOS ネットワーク」を組織し、連絡体制を組んで、行方不明となった認知症高齢者の早期発見に努めます。

第3節 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

高齢者が尊厳を持って暮らしていくためには、近年増加傾向にある高齢者への虐待を防止することが重要であることから、その早期発見・早期対応の体制を構築するとともに、高齢者の権利擁護のための成年後見制度の普及や利用支援を行っていきます。

地域支援事業

高齢者虐待防止の周知と啓発

高齢者虐待は、高齢者自身が世間体を気にして「自分さえ我慢していれば・・・」と虐待者をかばい、相談しない場合があります。また、虐待者に虐待の意識がなかったり、周囲が気がつかなかったりと、虐待に対する理解や意識が低いために対応が遅れてしまう場合があります。

本市では、関係機関と連携して高齢者虐待の防止に努めるだけでなく、リーフレットやポスター等を効果的に活用し、高齢者虐待防止について広く周知、啓発を行っていきます。

相談窓口の周知

高齢者本人、家族、介護者、高齢者福祉にかかわる地域の関係者等が気軽に相談でき、情報が寄せられやすく、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげていく相談窓口を明確にするとともに、気軽に相談できる窓口として地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの周知を図っていきます。

高齢者虐待防止の体制

高齢者虐待の予防、早期発見・早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守っていきます。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応策を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

「船橋市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

<実績・見込>運営委員会開催回数

18年度	2回	19年度	2回	20年度	3回
21年度	3回	22年度	3回	23年度	3回

<実績・見込>担当者会議開催回数

18年度	5回	19年度	9回	20年度	10回
21年度	12回	22年度	12回	23年度	12回

高齢者虐待防止の体制

市 全 域

船橋市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

- ・市全体の高齢者虐待防止ネットワークの運営・進行管理の検証と高齢者虐待防止策の検討（システム・ネットワークの構築、広報・啓発検討を含む）
- ・委員構成
（学識経験者、医師、歯科医師、薬剤師、警察署、人権擁護委員、社会福祉士、社会福祉協議会、民生委員、自治会連合会関係者、介護老人福祉施設関係者、介護老人保健施設関係者、在宅サービス事業者関係者、ケアマネジャー）



船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議

- ・個々の虐待事例の対応策と継続支援の協議
- ・参加者構成
（医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、警察署、社会福祉士、民生委員、介護老人福祉施設関係者、介護老人保健施設関係者、在宅サービス事業者関係者、ケアマネジャー）



日常生活圏域

地域包括支援センター（市内5センター：南部、西部、中部、東部、北部）

- ・虐待を受けている高齢者本人や虐待をしている養護者、その他虐待を発見した関係者などからの通報、相談、届出等の窓口となると共にこれらの相談等に対する助言や指導を行う。更に、支援策の検討や実際に問題の解決のために対応するなど高齢者虐待の中核を担います。職員として、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が配置されています。

【高齢者虐待の種類】

区 分	内 容
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者のうち、身寄りのない方について、金銭管理や日常生活での契約、福祉サービスの利用等のため成年後見制度が必要にも関わらず、申立てができないということを防止するため、市長が代わって成年後見人等の申立てを行います。

この場合で、申立て費用や後見人の報酬の支払いが困難な方については、市が助成を行います。

＜実績・見込＞利用支援事業（後見人報酬助成）件数

18年度	—	19年度	0件	20年度	4件
21年度	11件	22年度	16件	23年度	21件

成年後見制度普及事業

市民や居宅介護支援事業所、民生委員等を対象に成年後見制度についての講演会を開催しています。

また、さらなる成年後見制度の普及、啓発のため、財団法人民事法務協会による無料の講師派遣の利用を支援しています。

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

<実績・見込>開催回数

18年度	1回	19年度	2回	20年度	2回
21年度	2回	22年度	2回	23年度	2回

一般高齢者事業

振り込め詐欺や悪質商法等の被害未然防止対策

高齢者に対する詐欺などの犯罪や悪質商法による被害は増加しています。本市の消費生活センターでは、消費者被害の未然防止を図るため、出前講座・各種啓発事業や情報の収集・提供を行い、関係機関と連携しながら市民が安全に暮らせるよう取り組んでいます。

第4節 地域での支え合い体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく、いつまでも安心して暮らしていけるよう、地域での支え合い体制の確立を図ります。

一般高齢者事業

地域福祉支援員配置事業

本市では、他市と同様に、地域での住民同士の関係が希薄となっている現状があります。地域の住民一人ひとりの心の絆を再び結びつけ、強めていくためには、住民同士がお互いに助け合う「共助社会」を構築し、地域ぐるみの福祉活動の活性化が重要です。その活性化の支援をするのが行政からの「地域福祉支援員」です。公募による非常勤職員を含めた「地域福祉支援員」は、実際に地域へ出向いて、地域の方と話し合い、アドバイスや情報等を提供して支援活動を行っています。なお、「地域福祉支援員」は地域福祉課に配置しています。

【地域福祉支援員の主な業務】

- ①「困ったときはお互い様」の気持ちに基づいて、家事援助等をボランティア活動として実施する「助け合い活動」を普及していくために、平成19年度に作成した「助け合い活動立ち上げマニュアル」を活用し、実際に地域に出向いて支援しています。
また、出前講座を行うことにより、市民に対しての啓発活動も実施しています。
- ②地域の福祉に係る各団体が連携し、地域福祉課題の解決を図る地域福祉関連団体連絡協議会の設置を支援しています。
- ③安心登録カードの実施を支援しています。
- ④地区社会福祉協議会の事務局員を地域コーディネーターとして養成しています。(対象：市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会)
- ⑤市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」について、市社会福祉協議会を支援しています。

民生委員活動事業

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の福祉向上のために相談・指導・調査等の自主的な活動や行政機関への協力活動を行う制度ボランティアです。

また、児童福祉に関する事項に関する児童委員も兼任しており、さらに専門的に担当する主任児童委員が平成6年1月1日に発足しています。

地域の見守りや相談活動、社会福祉制度や行政サービス等の情報提供、行政とのパイプ役として、地域福祉の推進役を担う民生児童委員の活動費を支出します。

ミニデイサービス事業補助金交付事業

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を目的とする団体」として明確に位置付けられ、支部として23地区コミュニティに地区社会福祉協議会が設置されています。

高齢者が必要としているサービスのすべてを公的サービスで対応することは難しいことから、公的サービスで担いきれない部分を地域の支え合いの中で吸収していくシステム、共助社会の構築を進めていくことが必要とされています。

この事業は、日中独居の虚弱高齢者やひきこもりがちな高齢者の生きがいづくりや社会参加の他、家族の介護負担軽減を目的として、地域のボランティアの方々、民生委員や地域包括支援センターと連携・協力しながら、公民館や町会・自治会館等を利用し各地区で実施する船橋市社会福祉協議会の事業です。その事業費の一部を補助します。

事業の内容は、気軽に楽しく集える場を提供し、参加者及びボランティアの方々に軽体操やゲーム、工作、手芸、歌、健康講座等を行うもので、昼食や教材は用意されています。

また、地域のボランティアの方々の中には元気な高齢者もいることから、高齢者の生きがい対策にもなっています。

ふれあいいきいきサロン事業補助金事業

「ミニデイサービス事業補助金交付事業」でも触れましたが、共助社会の構築を進めていくことが必要とされております。

この事業は、比較的元気な高齢者を中心として、地域の仲間づくりを目的とし、公民館や町会・自治会館等を利用し、各地区で実施する船橋市社会福祉協議会の事業です。その事業費の一部を補助します。

事業内容を企画する段階で、参加者と地域のボランティアの方々が一緒に行っているところもあります。

事業内容は、ミニデイサービスと違い、食事は準備せず、茶話会、折り紙、あやとり、出前講座、グランドゴルフ、軽体操等となっています。

ファミリー・サポート・センター 【再掲】

日常生活において、ちょっとした手助けをして欲しい高齢者やその家族（利用会員）と、地域においてお手伝いをしたい方（協力会員）とを組織的に結び、その協力会員が食事作り、買い物、洗濯等軽度な援助を行うことにより、高齢者やその家族を支援します。

第5節 保健体制の整備

中核市として、その地域保健の要となる新保健所の整備に向け、庁内組織再編等による地域保健サービスの向上を推進していきます。

一般高齢者事業

新保健所の整備

本市は、平成15年4月に中核市へ移行し、その際、船橋市保健所の設置について「船橋市地域保健の構想」等が策定されました。この構想の施策の基本的方向としては、保健所と保健センターを統合する構想を前提として、「保健サービス事業の一元化」「保健と福祉の連携」「サービスのワンストップ化」を目指し、地域保健サービスの向上を推進するものです。

これらを推進するために、健康危機管理の機能強化や検査内容の充実を図りつつ、専門的、技術的、広域的な業務を行う部門と地域において保健事業や健康相談窓口など身近なサービスを行う部分に再編して体制整備を図ることが必要となります。

今後、この構想を実現させるべく、新保健所の設置に向けて検討していきます。